

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
<p>浄化槽法 第7条、第11条、第57条 環境省関係浄化槽法施行規則 第55条、第57条 通知 浄化槽法の施行について (昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知 記6(2)、(3)) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について (平成7年6月20日衛環第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)</p>	<p>環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないなどが規定されている。 また、通知において、指定に当たっては、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるとしているが、現在複数の都道府県において、二以上の機関が指定されている。</p>	c(一部d)		<p>浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と緊(関係)するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。 なお、県内で複数の指定検査機関を指定することについては、県内で一つの機関を指定することが適当としているが、複数の都道府県において二以上の機関が指定されており、現行制度下でも対応可能である。</p>		2A170001	環境省	浄化槽の適正な維持管理への支援	5015	5015A005	1	夏目享之	5	浄化槽の適正な維持管理への支援	<p>このたびの浄化槽の一部改正(平成17年5月20日公布、平成18年2月1日施行)により、浄化槽の維持管理について強化されることとなりましたが、特に、法定検査(浄化槽法第7条、第11条の水質検査)の受検率が低いところにおいて、指定検査機関を整備等するなどの所要の措置を講じなければならぬと考えられます。 そこで、浄化槽の適正な維持管理への支援として、環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)、計量法第107条に定める都道府県知事に登録した計量証明事業者においても、法定検査を行うことができることを要望します。</p>	<p>浄化槽法の第7条、第11条または昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の記6に「環境省関係浄化槽法施行規則第55条第1項第5号に定める検査員を置き、同施行規則第57条第3号で定める検査の手数料(法定検査料金)で法定検査を実施し、その結果を都道府県知事へ報告する場合には、当分の間(概ね3年間)計量法第107条に定める都道府県知事に登録した計量証明事業者においても、浄化槽の法定検査を実施できる。」などを追加された。</p>	添付資料 概要 参考	
<p>浄化槽法 第7条、第11条、第57条 環境省関係浄化槽法施行規則 第55条、第57条 通知 浄化槽法の施行について (昭和60年9月27日衛環第137号厚生省生活衛生局水道環境部長通知 記6(2)、(3)) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について (平成7年6月20日衛環第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)</p>	<p>環境省関係浄化槽法施行規則において、指定検査機関の指定に当たっての基準として、申請者が民法第34条の規定により設立された法人でなければならないなどが規定されている。 また、通知において、指定に当たっては、都道府県ごとに一の機関を指定することが適当であるとしているが、現在複数の都道府県において、二以上の機関が指定されている。</p>	c(一部d)		<p>浄化槽の法定検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏水・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況等の検査や、保守点検及び清掃の記録などを検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、計量法に基づく計量証明の事業の登録の基準を満たすことはできない。 また、浄化槽の法定検査は、浄化槽の設置工事、保守点検、清掃等の問題を明らかにし、浄化槽法上の改善命令等の行政処分と緊(関係)するものであるため高度に中立性及び公平性が求められること、また、検査業務の安定性及び継続性が求められることから、民間法人の業務としてはなじまないものである。 なお、県内で複数の指定検査機関を指定することについては、県内で一つの機関を指定することが適当としているが、複数の都道府県において二以上の機関が指定されており、現行制度下でも対応可能である。</p>		2A170001	環境省	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	5057	5057A001	1	鳥取県	1	浄化槽法に基づく指定検査機関の公益法人要件の撤廃及び一地域一指定検査機関の規制の緩和	<p>指定検査機関の中立性と公平性を担保しつつ、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善、検査を受けやすくするため、公益法人要件を撤廃する。また、競争原理を働かせるため、出来る限り複数の指定が望ましいので、地域要件等の規制を緩和する。</p>	<p>環境省関係浄化槽法施行規則第55条第2項第1号の削除 一地域一検査機関とする指導の中止</p>	<p>浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査の受検率は、平成16年度の全国の結果として、それぞれ84.4%、16.5%と低迷している。これら法定検査の受検率を向上させるためには、広く民間検査機関の参入を促すことにより、未受検者の掘り起こし努力やサービスの改善が期待できる。また、複数の指定検査機関を指定することで競争の原理が働き、相乗効果が期待できる。</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項 同法第6条の2第6項及び第7項</p>	<p>木くずは、廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずを除き、一般廃棄物である。</p>	c		<p>個別の企業において一定規模の排出があるか否かという明確な判断基準により産業廃棄物とすることとした場合、同一の企業が排出する産業廃棄物に、その時々で排出量により区別がなされることになる。この場合、その時々で産業廃棄物の区分が異なることとなり、行政の当該産業廃棄物に係る監視等が困難となるため適当でないと考えられる。ただし、このような行政指針の下、一般廃棄物は市町村の管理下にあるといえども、排出事業者がその責任において自ら処理しようとする場合、特段の変更がない限り、市町村は事業者が自ら処理することを妨げるものではないと当然である。また、再生利用を自ら行う場合についても同様である。なお、他人に委託して再生利用をする場合については、再生利用がなされることが現実である。市町村は事業者が自ら処理しようとする場合は、処分又は処分を委託して行う事に関する市町村長の規定の制度があり、市町村と相談の上、このような指定制度や規定を受けた者の活用も検討されたい。産業廃棄物の区分については、平成14年11月に、産廃及び同法第6条第2号の2第6項を踏まえ、中央環境審議会による意見書も踏まえ、個別の一般廃棄物については産業廃棄物に振り分けられること、一般廃棄物とされない木くずについては、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいとの意向であったため、産業廃棄物としなかったものである。この指針のバックについては、関係の各企業側から排出されるものではないことも踏まえ、必要があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物と区分することの可否を検討することが良いのではないかと考えているので、この点についてご検討いただきたい。</p>		2A170002	環境省	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	5026	5026A001	1	社団法人日本産業機械工業会	1	事業系一般廃棄物(パレット等木くず)の処理に関する規制の見直し	<p>事業系一般廃棄物(木くず)について、一定量以上の排出がある場合には、産業廃棄物と同等の処理方法が適用されるよう、規制の見直しを要望します。</p>			

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項及び第4項同法第6条の2第6項及び第7項	木くずは、廃棄物処理法施行令第2条第2号に規定する木くずを除き、一般廃棄物である。	○		個別の企業において一定規模の排出があるか否かという明確な判断基準により産業廃棄物となることした場合、同一の企業が排出する廃棄物に同じ、その時々排出量により区分が左右されることとなる。この場合、その時々で廃棄物の区分が異なることとなり、行政の当該廃棄物に係る監視等が困難となるため適宜でないと考え、たまた、このような現行制度の下、一般廃棄物は市町村の管理下にあることとしても、排出事業者がその責任において自ら処理しようとする場合、特段の支障がない限り、市町村は事業者が自ら処理することを認めるものではないとはしている。また、再生利用を自ら行う場合についても同様である。なお、他人に委託して再生利用をする場合については、再生利用されたことが確認できる市町村長が認定した一般廃棄物の処理については運搬又は処分を委託して行う者に係る市町村長の指定の制度があり、市町村と相談の上、このような指定の制度や指定を受けた者の活用が行われ、廃棄物の区分については、平成14年1月に、産業界及び関係業界等との協議を踏まえ、中央環境審議会による意見書も踏まえ、個別の一般廃棄物については産業廃棄物に区分けすることを検討し、一般廃棄物とされている木くずについては、関係排出事業者団体の意向を確認したところ、一般廃棄物のままでよいという意向であったため、産業廃棄物となつたものである。ご指摘のバレットについては、ご要望があれば、関係の産業界の御意見を伺い、改めて、産業廃棄物に区分けすることなどが検討することがないかという点については、この点についてご検討いただきたい。		2A170002	環境省	木くずリサイクルの処理方法	5087	5087A002	1	ソニー株式会社	2	木くずリサイクルの処理方法	木くずの処理方法について、(排出規模などのある一定条件によって)産業廃棄物とみなし、産業廃棄物処理と同等の処理方法の適用が可能な措置を検討いただきたい。		現在、木くずについては、“建設業”および“木材又は木製品の製造業”を除き、一般廃棄物として分類されるため、木材パレットなど、事業所から出る木くずについて、産業廃棄物処理業者による処理が不可能である。一般廃棄物として処理される際、焼却処理がされるケースが多く、資源の有効利用からは望ましくない場合も生じる。資源のより有効な再利用を実施可能とするためにリサイクルプロセスにのせられるよう、産業廃棄物と同等の処理方法の適用をお願いしたい。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	○		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があるが、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		2A170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となつてしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外とする措置を検討いただきたい。		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらに混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	○		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があるが、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		2A170003	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国人投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人、または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となつてしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するというだけでは、いたずらに混乱を招き、不慣れた事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限ってクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		zA170004	全庁庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限ってクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		zA170004	全庁省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限ってクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		zA170004	全庁省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		2A170004	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリアサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
温泉法第2条、第13条	温泉法第2条により規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	c	-	温泉法において、「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス(炭酸水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいうと定義されており、自然物である温泉については、人体に有害なものを含有しているものあることから、温泉法第13条第1項の規定により公共の浴用等に供する場合に許可にからしめることとしている。 しかし、「濃縮温泉」は、人為的な処理により製造された入浴剤類の製品であり、その使用に当たり、何らかの希釈を必要とすることから、温泉法上の温泉ということではない。そのため、温泉の濃縮に係る性状の変更等に関しては、温泉法では基準は設けていない。		2A170005	環境省	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってもらいたい。	5001	5001A001	1	株式会社 ヒロ	1	「濃縮音泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に扱ってもらいたい。	「濃縮温泉」は人為的に手を加え製造しているものでその性情の健康が大きくいと回答されているので、これに関しての基準値、測定手段、測定機器類を明確に示してください。温泉利用許可施設の温泉は、その性情の変更が小さいと回答されたが、温泉利用施設(浴槽)における性情について、加温、加水、ろ過循環、塩素投入、タンクロリ-による温泉受給等々は何を基準にして性情の変更が小さいが基準をお示し下さい。濃縮温泉は製造している」と回答されていますが、「製造」の定義をお示し下さい。	「濃縮温泉」は、湧出する源泉をそのままの成分を維持させ、水分のみを一時的に除去し、「濃縮温泉」を利用する場所において所定の倍率に水で希釈すればほぼ(95%程度)元の源泉温泉に戻り、温泉の効能、効果はほぼ源泉のとおりになる。(清潔装置) 源泉温泉を、コンパクトにして、温泉地に向うことができない方々のために製品コスト並びに輸送コストを下げ、誰にも温泉を利用してもらえるよう事業化するものである。「濃縮温泉」は天然温泉の温泉成分を生かし、医師による温泉療法を家庭で行い健康増進に役立つ。	温泉利用許可施設における浴槽内の温泉水は、温泉法に基づき「温泉」ではない。多くの温泉法に基づく温泉利用許可施設の浴槽内温泉は、温泉法による倍りの温泉を、温泉法及び公衆浴場法によって保護されている。「新規」に開発した「濃縮温泉」は認めないための理由を苦勞して考案して作り出している。「濃縮温泉」に関して、成分のデータ(温泉成分分析結果書)等の提出をさせて、何ら支障がない場合は、温泉法に基づく温泉として認めるべきである。違法である温泉利用許可は取り消すすべきである。法の平等	
なし	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「RI法」という。)においては、従来より放射線を放出する同位元素すべてを規制するのではなく、「一定の放射能(Bq)濃度(Bq/g)(以下「規制下限値」という。)を超える放射線を放出する同位元素のみを「放射性同位元素」と定義して、規制を行ってきた。 平成16年6月のRI法改正(平成17年6月施行)は、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関等の定めた国際安全基準免除レベル(以下「国際免除レベル」という。)を規制下限値に取り入れることを目的としている。国際免除レベルは、通常時では実効線量を年間10μSv、事故時では実効線量を年間1mSv、かつ、線源の一年間の使用による集団線量が1man-Svを超えないとする基準線量を定めた上で、一定のシナリオに基づく被ばく(計算)により、核種ごとに設定された規制を免除する具体的な数値基準であり、核種ごとの放射能・濃度からなる。	e	-	国際免除レベルは、国際機関により合意された科学的根拠に基づき(健全基準を用いて、核種の特性を反映し核種ごとに計算されたものであり、我が国の閣議法令への取入れについて放射線防護委員会等が科学的な検討がなされた結果、規制対象から外れる放射性同位元素がのぼるにはばくに対する国民の安全性を担保する観点から問題はない。国際免除レベルを閣議法令に取り入れることは適切とされている。 このようにことから、ご要望理由の「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれ及び利用先における放射能汚染」は適宜限定されず、また、規制下限値を超える放射性同位元素の使用する場合、放射性同位元素等による汚染されたものの廃棄物については法の規制を受けることとなるため、「放射線防護法、汚染処理センター」などが汚染、されるおそれはないと考える。したがって、ご要望の内容にあるような「処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがある」とご指摘は事実に基づき、特段の措置を講ずる必要はないと考える。 なお、改正前のRI法においては規制下限値は物理的半減期等に基づき「4種」に区分して定めていたのに対し、国際免除レベルを導入した改正後のRI法においては規制下限値は核種ごとに定められている。そのため、核種によって規制下限値が異なる(規制が緩和されるものもあれば、規制下限値が小さくなる(規制が強化されるもの)もまたあり、一概には規制緩和とは言いえない状況となっている。また、規制の対象となる核種自体が変わるわけではない。		2A170006	文部科学省 環境省	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	5015	5015A002	1	夏目享之	2	放射線障害防止法の一部改正後における廃棄物の適正処理	このたびの「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正により、規制対象外となった者や基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生に影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正や通達等を出すなどの措置を行うことを強く要望します。	廃棄物の適正処理、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全及び廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定められた廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等で定められた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置をとられたい。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」という。)の一部改正等により、17年6月1日以降、同法令等で規制されていた放射性同位元素の基準が緩和され、廃棄物処理業者や廃棄物の有効利用等に影響を及ぼしたり、ごみを増加させたりするおそれがありました。 例えば、放射線障害防止法に基づく廃止出により規制対象外となった者や放射線障害防止法の基準以下の放射性同位元素を新たに使用などする者が使用等した放射性同位元素を産業廃棄物や一般廃棄物などとした場合には、処理業者の健康被害や生活環境・公衆衛生への影響を及ぼすおそれがあること。焼却灰や尿・浄化槽汚泥を有効利用している場合は、利用先における放射能汚染が考えられること。17年5月11日、文部科学省の「リサイクルコメント」で提出された意見等に対する回答(の9-p.11)によると、液体状の放射性同位元素で汚染されたものを排水することは問題ないと言っている様子であり、放射線施設、汚泥再生処理センターなどが汚染されるおそれがあることが考えられます。 そこで、廃棄物処理に従事する人の健康、生活環境の保全、廃棄物の有効利用の促進などに影響を与えないため、例えば、改正前の放射線障害防止法等で定められた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を、廃棄物処理法における「特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物」として追加したり、それを収集、運搬、処分等する場合の基準(委託基準を含む。)を新設したり、改正前の放射線障害防止法等で定められた基準を超える放射性同位元素で汚染された廃棄物を適正に処理する場合の留意事項を通知したりするなどの措置を強く要望します。 この措置により、今までの生活環境の保全や公衆衛生の向上を図れること、廃棄物の適正処理、廃棄物の減量化を維持できること、廃棄物処理業に従事する者への健康被害を未然に防止できるとご効果が見込めると考えられます。	添付資料 概要 参考

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
浄化槽法 第11条、第57条、第7条、第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について(平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)	浄化槽法において、浄化槽管理者は、都道府県が指定する指定検査機関の行う検査を毎年一回受けなければならないとされている。また、法定検査の項目は、外観検査、水質検査及び書類検査とされている。	○	-	浄化槽法第11条に規定される定期検査(第11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の所期の処理機能が確保されているかを確かめるためのものである。第11条検査は、単に水質のみを測定すれば良いのではなく、浄化槽の内部設備・漏れ・変形の有無等の状況、生物膜や汚泥・スカムの生成状況、臭気発生状況、消毒剤の有無等を検査する外観検査や、保守点検及び清掃の記録等を検査する書類検査の結果等も勘案して総合的な見地から判定を行うため、水質汚濁防止法に定める水質測定を実施することのみならず、第11条検査を行ったとみなすには不十分であり、対応不可と考える。		2A170007	環境省	検査結果の報告による浄化槽法定検査の緩和措置	5015	5015A003	1	夏目享之	3	検査結果の報告による浄化槽法定検査の緩和措置	水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるよう要望します。	例えば、浄化槽法第11条の一部改正により、ただし書きを追加したり、平成7年6月20日衛浄第33号・第34号、平成8年3月25日衛浄第17号中、検査結果の判定などの事項において、「水質汚濁防止法に定める特定事業場において、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合は、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができる」と追加されたい。	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査を行うなどして、適正な維持管理を行うことが義務付けられています。また、水質汚濁防止法に定める特定事業場は、排出水の汚染状態を測定する義務や排水基準、上乗せ排水基準等が課せられており、基準を超過した場合には直前となります。こうした状況にあって、浄化槽の方流水を特定施設の汚水等と併せて排水処理施設で処理し、公共用水域等へ排出する場合であっても、浄化槽法に定める法定検査は水質汚濁防止法に定める排出水の汚染状態を測定することとなります。公共用水域等への排出水等による環境への負荷を考えた場合には、水質汚濁防止法に定める排出水の測定を行うのみで十分と考えられます。浄化槽の清掃・保守点検は、有資格者である清掃業者(市町村長の許可を得た者)や保守点検業者(都道府県知事の登録を受けた者等)によって適切に行われていること、浄化槽の法定検査の項目と水質汚濁防止法の排水基準の項目とは重複する事項がないこと、浄化槽の方流水の水質には直前規定がないこと、水質汚濁防止法の排水基準等には直前規定があることから、当該事業場においては、浄化槽の清掃・保守点検の記録及び排出水の汚染状態の測定結果を事業者自ら都道府県へ報告した場合には、浄化槽の法定検査を行ったと見なすことができるよう要望します。この措置により、法定検査の事業者の負担を軽減し、検査結果の報告により、事業者の社会的責任や環境保全への取組姿勢を提示することによる事業者の意識の高揚、都道府県等は浄化槽や特定施設の維持管理状況をさらに把握可能となるなどの効果が期待できると考えられます。	添付資料 概要 参考
浄化槽法 第11条、環境省関係浄化槽法施行規則第9条、第7条、第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について(平成7年6月20日衛浄第33号厚生省衛生局水道環境部長通知)、浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について(平成7年6月20日衛浄第34号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)	浄化槽法において、浄化槽管理者は、都道府県が指定する指定検査機関の行う検査を毎年一回受けなければならないとされている。また、法定検査の項目は、外観検査、水質検査及び書類検査とされている。	○	-	浄化槽法第11条に規定される定期検査(第11条検査)は、外観検査、水質検査及び書類検査を併せて行い、総合的に判定することにより、保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の所期の処理機能が確保されているかを確かめるためのものである。第11条検査以外によって、保守点検及び清掃が適正に実施されているかを判断することができるか不明であり、御提案の内容については対応不可であると考えらる。		2A170008	環境省	浄化槽管理者の義務の軽減	5015	5015A004	1	夏目享之	4	浄化槽管理者の義務の軽減	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とほぼ同じとなっています。この措置により、検査項目の削減により、法定検査料金の値下げによる法定検査実施件数の増加により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を推進し、法定検査料金の値下げによる受検が容易になることが予想されるため、浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援し、検査項目の軽減により、指定検査機関が行う検査件数が増加、検査項目の削減により、保守点検業者と指定検査機関とのトラブルを解消し、都道府県は、指定検査機関の報告により、多くの浄化槽の維持管理状況を把握できることから、不適正な浄化槽に対する行政指導が一層充実するなど効果が期待できると考えられます。	浄化槽法に定める浄化槽管理者には、清掃・保守点検・法定検査により適正な維持管理を行うことが義務付けられています。このうち、法定検査の内容については、大別して書類検査、外観検査、水質検査の3種類があり、外観検査については、保守点検の内容とほぼ同じとなっています。この措置により、検査項目の削減により、法定検査料金の値下げによる法定検査実施件数の増加により、浄化槽の適正な維持管理の徹底を推進し、法定検査料金の値下げによる受検が容易になることが予想されるため、浄化槽法の一部改正による浄化槽の維持管理の強化を支援し、検査項目の軽減により、指定検査機関が行う検査件数が増加、検査項目の削減により、保守点検業者と指定検査機関とのトラブルを解消し、都道府県は、指定検査機関の報告により、多くの浄化槽の維持管理状況を把握できることから、不適正な浄化槽に対する行政指導が一層充実するなど効果が期待できると考えられます。	添付資料 概要 参考	
バーゼル法第2条第1項、輸出貿易管理令別表第2の35の2、バーゼル法第4条第1項、外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条および関係通達	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の及びの要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物となる。 解撤等による金属の回収等、バーゼル法第4条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため輸出される船舶 石綿又はPCB等バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当する船舶	○	-	バーゼル法の規制対象となる船舶についての解撤目的の輸出は不可能ではなく、バーゼル法の手続きを終れば可能である。バーゼル法では、特定有害廃棄物等を輸出する際には、輸入国・通過国への事前通告と同意取得、環境上適正な処理がなされることの確認、移動書類の携帯等の必要な措置を義務づけている。輸出申請に対しては、同条約の国内担保法であるバーゼル法に基づき、輸入国・通過国への事前通告・同意取得、環境汚染防止のために必要な措置が講じられているかの確認等、バーゼル法で定められている必要最低限の措置・手続き等を終えて輸出承認を行うこととしており、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなるため不可能である。このため、輸出に当たっては同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。		2A170009	環境省 経済産業省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5022	5022A005	1	社団法人日本船主協会	5	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「バーゼル法」)を所管する各官庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。	有害廃棄物の国境移動を規制するバーゼル条約は、その制定当時国境を越えて自由に活動する船舶をその対象とすることが考慮されていなかったため、船舶に適用した場合、安全運航に必要な船舶の構造や設備機器に含まれる有害物質の除去を求められることがあるなど、多くの実行・実効上の問題が生じる。このためバーゼル条約締約国会議では同条約を船舶に適用することについて明確な結論を出しておらず、国際海事機関、国際労働機関と協調しつつ環境上適切な船舶解撤のための現実的な解決策を検討することとしている。このような状況下、多くの国が慎重な対応をとる中、わが国では、平成11年5月の通達により同条約の日本籍船への適用を決定しており、実質的に同船舶の解撤目的での輸出が困難となっている。従って、日本籍船につきまとうこのハンディキャップを除去し円滑な解撤を確保するために、同通達の廃止を求める。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第8号	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制とされている。	c	-	廃プラスチック類の焼却施設のうち一日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積が2平方メートル以上のものは、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性が確保されていない場合は、廃棄物が安定化・無害化されず、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあることから、許可の対象から除外することはできない。		2A170010	環境省	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	5026	5026A002	1	社団法人日本産業機械工業会	2	廃プラスチック焼却に関する許可対象の見直し	ダイオキシン類の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が開発されていることから、廃プラスチック焼却設備の許可対象となる処理能力100kg/日以上の規制を緩和していただきたい。具体的には、一般廃棄物焼却炉の許可対象が処理能力200kg/時以上であることから、廃プラスチックは100kg/時以上に規制緩和していただきたい。		従来までの認識では、排ガス処理装置を設けていない小型焼却炉は、発熱量の高いプラスチック類を焼却すると有害物質を排出し、安定した焼却ができないとして、焼却不適切と考えられている。しかし、廃プラスチック類を焼却しても「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の厳しい規制をクリアし、ダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。そこで、廃プラスチックの焼却能力が100kg/日以上、火格子面積が2平方メートル以上と非常に小さな焼却炉までが許可対象となっている規制を緩和していただきたい。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1.廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて[p2.3]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書
廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第8号	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制とされている。	c	-	廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の処理能力は、その施設が標準運転時間に処理できる廃棄物の量をもって表すもので、いわゆる施設の公称能力である。したがって当該小型焼却炉が実際に処理する廃プラスチック類の処理量ではなく、標準運転時間に処理できる廃プラスチック類の量によって施設設置に係る許可の要否が判断されることとなり、廃プラスチック類の焼却施設であれば、標準運転期間に処理できる廃プラスチック類の量が1日100kgを超えるものは施設設置に係る許可が必要である。		2A170011	環境省	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	5026	5026A003	1	社団法人日本産業機械工業会	3	小型焼却炉における廃プラスチックと一般雑芥の混合焼却に関する自治体運用の違いの是正のお願い	一定量以下の廃プラスチックと一般雑芥を混合焼却する小型焼却炉については、プラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう、周知徹底をお願いしたい。		多くの自治体では、プラスチックを1kgでも一般雑芥と混合焼却すると、その焼却炉はプラスチック専焼炉とみなされ、現在の規制(100kg/日以上)のもと許可対象となり、現実的には使用禁止の状況にある。一方で、廃プラスチック類を焼却してもダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる小型焼却炉が既に開発されている。また、プラスチック類を混合焼却した場合、木くずや紙くすだけ焼却するよりも天然資源(灯油等の助燃材)の消費を抑えるという省エネ効果も確認されている。また、廃プラスチックは理の立てられている状況が多く、ごみの減量化による最終処分場の延命という観点からも、小規模事業所から排出される少量の廃棄物(廃プラスチック類を含む)や病院等の感染性医療系廃棄物を小型焼却炉により焼却処理することは有効な手段である。そこで、一定量以下の廃プラスチック焼却物を一般雑芥と混合焼却する場合はプラスチック専焼炉とせず、許可対象とならないよう自治体の廃プラスチックの運用を法律にのっとり統一するよう周知徹底願います。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(1.廃プラスチック焼却炉の対象規模の取り扱いについて[p2.3]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書
ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条、別表第1	ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年法律第105号)第1条に定める特定施設として、別表第一第五において、廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が〇.五平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり五〇キログラム以上のものを指定している。	c	-	乾留式ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉は、使用状況によっては、ガス化炉での熱分解や不十分なガス燃焼により逆にダイオキシン類が通常よりも排出される危険性が懸念される。特に酸素濃度の常時測定・管理等の整備が難しい小型焼却炉においては、この危険性が高いのではないかと懸念がある。また、通常のバッチ式とガス化燃焼方式は、ガス化炉の燃焼の可能性がある上、二次燃焼炉も多様な形態が想定されるため、構造上の区分も明確に分けることが難しいと考えられる。以上の理由を勘案すると現状において、乾留式ガス化燃焼方式の廃棄物焼却炉については火床面積要件の廃止を行うことは困難である。		2A170012	環境省	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	5026	5026A004	1	社団法人日本産業機械工業会	4	小型焼却炉における廃棄物焼却炉の火床面積による施設規模の規制方法の見直し	小型焼却炉のうち、最もダイオキシン類等の発生を十分に抑制できる乾留式ガス化燃焼方式と従来型の直接燃焼方式の焼却施設が同じ規制(火床面積0.5立法メートル以上又は焼却能力50kg/時以上)で設置許可が必要になっている。燃焼方式毎の規制を区分するとともに、乾留式ガス化燃焼方式については、大気へ排出する時間当たりの排ガス量(CO2排出量)等の観点から、火床面積の基準の廃止を要します。		ダイオキシン類対策特別措置法により定める廃棄物焼却炉の施設規模の算出方法は、従来型の直接燃焼方式を対象としていると思われる。しかし、ダイオキシン類等の発生を直接燃焼方式より抑制できる乾留式ガス化燃焼方式の焼却炉は、その性格上、同一火床面積であっても直接燃焼方式の半分以下の焼却能力しか有しておらず、両燃焼方式を同じ思想のもと法律で規制することは、有効な処理方式の導入や転換を困難とさせている。	参考資料1:要望書「優良小型焼却炉に対するご支援と技術的観点からの法改正について」(2.2.ダイオキシン類対策特別措置法の火床面積に関する要望[p4]) 参考資料2:優良小型焼却炉機能評価報告書

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		e		要望内容を直接的に規制するものを有していない		2A170013	国土交通省 環境省	水質改善と連携事業 'りん'抽出との	5031	5031A001	1	有限会社 工業 板倉	1	水質改善と連携事業 'りん'抽出との	水質改善 自然の再生 資源と各産業の再生 害時生活用水確保 'りん'アオコ ₂ の再利用 の創出	浄化秀水プラントによる水質改善事業(新工法) シナ・ビオトープ(循環式せせらぎ浄化型)による自然再生事業 複流水による湖沼全体の浄化により魚資源の活性化及び開連産業の再生事業 浄化レベルを上げる事で生活用水確保事業(自走式浄化装置の活用) 浄化中に発生する副産物の活用 以上	国土交通省土浦工務事務所、茨城県庁や水戸市、霞ヶ浦周辺自治体(土浦市、霞ヶ浦市)牛久沼周辺自治体(龍ヶ崎市、牛久市)その他、千葉県庁、我孫子市などに出向き趣旨を説明するも個別では出来ないとの事。国、県、周辺市町村で一つに整えた連携事業として欲しいです。河川、湖沼の悪化が進み改善が見られない為従来工法の見直しが必要とおもいます。さらに、地域再生の為の雇用創出及び連携事業での経済効果、地震などの災害対策(地域住民による活動)生活環境の保全や公衆衛生を図るため、自然再生による住民生活の向上など	千葉県環境部エコテクサポート、千葉県土木部都市河川課、東河川環境整備委託(河川浄化施設機能調査)分析資料(一部抜粋)を添付、浄化期間約二年間、秀水プラント特許取得、自走式浄化装置 特許公開 2件特許資料 新聞資料(霞ヶ浦対策、牛久沼の水質保全数値目標、'りん'の規制)自然再生ビオトープ資料及び写真を添付
なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	e		廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されており、都道府県の定める要領、環境条例は、都道府県において検討されるべきものである。		2A170014	環境省	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議制度について	5034	5034A012	1	(社)関西経済連合会	12	県外産業廃棄物搬入にかかる事前協議制度について	県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議を必要とするのは、「最終処分を目的としたもの」に限定し、「リサイクルを目的としたもの」は事前協議を不要にしよう各地方行政に指導していただきたい。	各種リサイクル法の施行などによる社会的背景もあり、排出事業者によるリサイクルへの取り組みが活発化している。しかし、「県外産業廃棄物の搬入にかかる事前協議制度」が足かせとなり、県外の処理業者に委託すればリサイクルできる産業廃棄物を止め無く県内の最終処分業者に処理委託しているケースがある。今後、より一層リサイクルを推進するために、リサイクルを目的とした県外産業廃棄物の搬入については、事前協議を不要にする必要がある。		
廃棄物処理法第14条第1項	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)による許可制を設けており、許可権者の管理監督の下廃棄物の適正な処理を確保している。	d(一部c)		廃棄物処理法上の許可制は生活環境保全上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の管理監督の下、廃棄物の適正な処理を確保している。なお、保健所設置市における産業廃棄物処理業務の実施については、広域化する産業廃棄物処理に向けて、より広域に対応できるようにするため、今後において産業廃棄物処理法を改正し、保健所を設置する市が産業廃棄物処理業務を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めたい。産業廃棄物処理業の許可申請手続の簡素化としては、申請書類については、廃棄物処理法施行規則において様式を定めていることである。さらに、平成11年3月31日付け厚生省水資源部産業廃棄物対策推進長通知(衛長第24号)において産業廃棄物処理業の許可申請書に添付すべき書類の様式に關し、標準の様式を示し、その統一を努めるよう指導してきていることである。加えて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、本年度中に措置すべき事項として「産業廃棄物処理業の許可申請手続に係る書類について、申請書を添付すべき書類の様式に關し、標準の様式を示し、その統一を努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する」とされたことを受け、本年度中に必要な措置を講ずることとしている。また、申請書類の簡素化については、2004年4月に先行許可証の活用は、住民票の写し等について複写書類の活用を促すべく通知するなど対応してきている。一方、許可業務の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定められているものである。		2A170015	環境省	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	5034	5034A013	1	(社)関西経済連合会	13	産業廃棄物収集運搬業許可取得の緩和	許可を都道府県単位、または全国単位として許可の簡素化と費用の軽減をしてほしい。また、越県回収についても規制の緩和をお願いしたい。	許可を都道府県単位、または全国単位として許可の簡素化と費用の軽減をしてほしい。また、越県回収についても規制の緩和をお願いしたい。	全国100を超える行政の許可が必要で現在、順次、個々の行政に対して申請し、許可を付けていますがその簡素化が要望の趣旨です。また、新規取得での手数料も高額であり5年毎の更新も必要なので、この手数料の減額も要望します。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の3	国民、事業者、国及び地方公共団体に對して、廃棄物の排出抑制及び適正処理に必要な規制を行うことにより、生活環境保全及び公衆衛生向上を図る。	d	-	廃棄物処理法では、廃棄物処理の各段階において適正処理を義務付けているが、従来改善命令等に従わなかった場合の間接的な担保として罰則を設けている。 しかし、硫酸ビッチに関しては、人の健康や生活環境に重大な被害を生ずるおそれがあることから、廃棄物処理法を改正し、硫酸ビッチを指定有害廃棄物に指定、定められた基準以外での保管や処分等の禁止、違反した場合の直罰の導入を行い、平成16年10月27日から施行している。 政府においては「硫酸ビッチ不適正処分事業関係省庁連絡会議」を開催し、総務省、消防庁、資源エネルギー庁、警察庁、厚生労働省及び環境省が連携して対策を進めており、各都道府県・保健所設置市においても、各都道府県等の連携の下、取締等の対策を強化しているところである。 なお、廃棄物処理法が規制するのは、廃棄物の処理である一方、硫酸ビッチは脱税を目的とする不正軽油の密造に伴う副生成物であるため、その発生防止は不正軽油密造対策として進められるべきものである。		2A170016	総務省 環境省	不正軽油対策	5048	5048A013	1	東京都	13	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲渡に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	
環境基本法第16条	環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないとされている。大気汚染に係る環境基準としては現在、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5物質のほか、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4つの有害大気汚染物質等について設定されている。	b	-	粒径2.5µm以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から(平成18年度までの予定)全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討することとしている。 なお、粒子状物質対策については、粒径10µm以下の粒子状物質に係る環境基準を設定し、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法に基づく規制等、基準達成に向けた施策を講じているところであり、これらの取組は、PM2.5等の低減にも寄与するものと考えている。		2A170017	環境省	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	5048	5048A014	1	東京都	14	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 ・微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。	
自動車NOx・PM法第19条の3-22	船舶から排出される排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、平成17年5月発効のマルポール条約附属書の国内法である「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海洋汚染防止法」という。)を一部改正し、新たに船舶の排出ガス規制や燃料中の硫黄分規制について定められたところであり、条約発効とともに施行したところ。	c	-	東京湾等の港湾周辺では、船舶排出ガスの影響もあって汚染濃度がやや高い状況にあるが、これらの地区における環境基準達成に支障がある状況ではない。しかしながら御指摘のとおりこれらの地区では比較的汚染濃度が高く、その低減も重要な問題であると認識している。東京湾等における地方自治体の取組とあわせて、国としては、船舶からの大気汚染を防止するための、国際的な取組である「マルポール条約附属書」の国内法として「海洋汚染防止法」の改正が行われたところであり、この法律の適切な施行を図っていくことが汚染軽減に当たってまずもって必要と考えているところ。 さらに、マルポール条約による規制の見直しに向けて、国際的な枠組みに積極的に取り組んでいるところ。		2A170018	国土交通省 環境省	船舶からの排出ガス対策	5048	5048A015	1	東京都	15	船舶からの排出ガス対策	マルポール条約の批准に伴い改正海洋汚染防止法が本年5月19日に施行されたところであるが、既存船は窒素酸化物規制の対象とならないこと。粒子状物質は規制対象としていないこと。燃料の硫黄分は4.5%以下としていること(国内の実勢は硫黄分3.0%以下)などから、船舶からの排出ガスについて、より抜本的な対策が必要である。 については、使用燃料の良質化等、有効な船舶排出ガス対策について積極的に検討し早期に対策を講じること、特に硫黄分の基準見直しなど、実効性のある環境対策を講じること。		東京港周辺の二酸化窒素や二酸化硫黄の大気環境濃度は、長期間継続して高い状況にある。これは港湾地域が抱える共通の問題であり、本年、マルポール条約の批准に伴い海洋汚染防止法の改正が行われたところであるが、国の責任において、船舶からの排出ガスについてより抜本的な対策を講じる必要がある。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
【瀬戸内海環境保全特別措置法】 第五条、第八条 【水質汚濁防止法】 第五条、第七条	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下、「瀬戸内法」)に基づく指定地域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(1日あたりの排出水50m3未満のものを除く)を設置又は変更する場合は、府県知事に設置許可又は変更許可(省令で定める軽微な変更を除く。)を受けなければならない。申請を受けた府県知事は、その概要と事業者が実施した事前評価に関する書類について、縦覧及び関係自治体への意見照会等の手続きを実施し、利害関係者からの意見を聴取した上で、問題がないと判断された場合に限り、設置を許可している。 また、上記以外の特定施設を設置又は変更する場合は、水質汚濁防止法に基づき、都道府県知事に設置又は変更を届け出なければならない。	d	-	・事業場内の範囲について、事業場内に県境・河川・道路等を有しているかどうかにかかわらず、管理の状況、経営の状況等から一体的とみなせる場合については、これまでも1つの事業場とみなしている。 ・2つ以上の県に跨って立地している事業場の設置者からの届出等については、関係する部分に応じて各県に届出等を行うことが原則であるが、事前に各県間で十分に調整を行い、各県間で受理した届出等の内容を相互に通知することとすれば、事業場の設置者から1つの県にのみ届出等を行うことも可能と考えられる。		2A170019	環境省	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	5052	5052A004	1	石油化学工業協会	4	県境を跨いで排水を運搬することについての規制緩和	工場が両県に跨いで立地している場合でも、排水処理施設は、次のような理由で両県に設置している。 他県の排水を処理し、最終的には排出県とは異なる県に運ぶことに対してコンセンサスが醸成されていないため、発生した排水を処理する場所が他の県である場合、排出元の県と処理する県との協議及び申請が必要であるため。 両県にまたがって立地している場合、一方の県に対してのみの申請、報告等の手続きを認めてほしい。(ひとつの工場とみなす対応)	環境保全は地球規模での環境負荷低減が必要となっている。両県に跨る工場での排水処理において、隣接工場の効率運営は競争力向上にも重要である。煩雑な手続き(設置許可申請等)が不要で一体運営できれば、工場基盤強化にも繋がるものと思われる。具体的なメリットとしては次のものが考えられる。 排水処理設備を1つの県に集約できる。一方の県の排水処理施設能力に余裕があれば、相互に排水を運搬し、増強工事が不要になる。官庁等への手続きも一体化されれば、申請・届出・報告を省力化し、迅速対応が可能になる。		
【瀬戸内海環境保全特別措置法】 第五条、第八条	瀬戸内海環境保全特別措置法(以下、「瀬戸内法」)に基づく指定地域において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置又は変更する場合は、府県知事に設置許可又は変更許可(省令で定める軽微な変更を除く。)を受けなければならない。申請を受けた府県知事は、その概要と事業者が実施した事前評価に関する書類について、縦覧及び関係自治体への意見照会等の手続きを実施し、利害関係者からの意見を聴取した上で、問題がないと判断された場合に限り、設置を許可している。	c	-	・瀬戸内海は、優れた自然環境を有するとともに、極めて閉鎖性の高い海域であることから環境に回復不可能なダメージを与えることがあるため、一定量以上の排水を公共用水域に排出する工場又は事業場における特定施設の設置等を許可制としている。 ・また、許可は、「当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の水質を保全する上において著しい支障を生じさせざるおそれがないもの。(法第六条第一項第二号)を要件としており、現況の汚濁負荷量を越えないことをもって足りるものではない。 具体的には、許可申請に対し、排水口周辺の環境の状況等により環境改善を求める場合がある。 ・以上の制度趣旨及び許可の要件にかんがみれば、工場又は事業場全体の現況の汚濁負荷量を越えないことをもって、届出制にすることはできない。 ・なお、特定施設の変更許可申請については、瀬戸内海関係13府県との十分な調整の下に平成16年1月に瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の改正により、特定施設の変更の際の事前評価・告示・縦覧を免除する要件を拡大したところである。		2A170020	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	5052	5052A005	1	石油化学工業協会	5	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法(内海法)においては、特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更について、府県知事の許可を受けなければならないと定めている。特定施設の設置又は特定施設の構造等の変更によって、公共用水域へ排出する汚水等の汚濁負荷量が增大しない場合は、現行の府県知事の許可制より届出制とするように内海法第5条、第8条を改正すべきである。	複数の特定施設を有する事業所において、特定施設の改善や廃止による汚濁負荷量の減少分を新規特定施設の設置又は他の特定施設の汚濁負荷量の増分と差し替えることにより、トータルとして事業所からの公共用水域への排水口での汚濁負荷量が増加しない場合においては、届出とすることで、事務手続きの負荷及び期間を軽減短縮したい。		
廃棄物処理法第14条第1項、第6項、廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4 廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行規則第11条	産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法施行規則第9条の2又は第10条の3に規定する申請書及び添付書類、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、廃棄物処理法第15条第2項及び廃棄物処理法施行規則第11条に規定する申請書及び添付書類を提出しなければならない。	d(についてはc)	-	について、…2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」については、その積極的活用を都道府県等へ通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところであり、今後とも周知徹底をはかってまいりたい。 について、2003年度の規制改革要望を受けて、許可申請に係る申請書・登記事項証明書等について複写書類によることを認めて差し支えない旨を都道府県等へ通知し、従前の異動に係る変更申請に関する添付書類(住民票・登記事項証明書)を軽減しているところ。 について、…許可申請手続きの電子化については、各種行政手続の電子化として、都道府県等は関係官庁における普及状況に照らして検討すべき課題であり、現状において申請手続きをインターネットで行うまでの条件整備はなされていないと見られる。また、処理業を行う都道府県等、又は処理施設を設置する都道府県等ごとに許可を取得するという許可制の性質上、それぞれの許可権者が産業廃棄物処理法に定められた中で許可申請の適格性について審査を行う必要があるが、地方公共団体間で産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設に関する許可情報を都道府県等において共有化するため、そのためのシステム構築を関係省庁と検討している。多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書については、平成13年に「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」を示しており、当該マニュアルがさらに活用されるよう関係官庁等に働きかけていきたい。なお、自治体条例に基づき(情報提供等は各都道府県等において検討されるべきところである。について、…産業廃棄物処理業の許可は、産業廃棄物処理業上の観点から定められ、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の設置については、許可権者たる都道府県知事(廃棄物処理業)である。市の設置に係る下、廃棄物の適正な処理を確保している。なお、保健所設置市における産業廃棄物処理事務の実施については、広域化する産業廃棄物処理等に対して、より効果的に対応できるようにするため、今国会において廃棄物処理法を改正し、保健所を設置する市が産業廃棄物処理事務を行うこととなる仕組みを構築し、省令で指定する市が行うこととする仕組みを改めたところ。		2A170021	環境省	廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	5053	5053A113	1	(社)日本経済団体連合会	113	産業廃棄物処理法に係る許可手続きの簡素化・電子化	2003年度の規制改革要望を受けて2004年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」を徹底するよう、環境省は全国の地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。 産業廃棄物処理施設の許可について、役員の変動に係る変更申請に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。 産業廃棄物処理法上の行政手続について、環境省ならびに地方公共団体間の情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続きをインターネットで行えるようにすべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、それぞれの許可を受ける必要がある。廃棄物処理法に係る許可権限はより広域化することが望ましいと考ええる。少なくとも、都道府県および政令指定都市に集約されるべきである。 (要望理由 右下の続き) 現在、保健所設置市は全国に60近くある。とりわけ、産業廃棄物収集運搬業の許可申請は、収集の場所と積卸目的地の場所が許可権限の違う場所であれば、それぞれの許可を受ける必要がある。廃棄物処理法に係る許可権限はより広域化することが望ましいと考ええる。少なくとも、都道府県および政令指定都市に集約されるべきである。	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行うおうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区の区長の許可を取得する必要がある。また、許可申請・変更申請に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
廃棄物処理法第15条の3 廃棄物処理法施行令第4条の6	産業廃棄物処理施設の設置者が、環境関連法令の罰金刑を受けるなど欠格要件に該当した場合は、廃棄物処理施設の設置許可が取り消される。設置者の役員等が欠格要件に該当した場合でも、同様である。	c	-	廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正に置いても、欠格要件に該当することとなった者等の許可を取り消さなければならないものとしており、悪質な業者の排除に成果を挙げている。一方、本件要望以外にも、都道府県・処理業者団体等からも、欠格要件やその運用の一部について見直しを求める声も寄せられていることから、学識者等からなる検討会を設け、廃棄物処理法の規制強化によるこれまでの実績を踏まえて欠格要件及びその運用の検証・評価を行い、今後の在り方を検討しているところである。		2A170022	環境省	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	5053	5053A114	1	(社)日本経済団体連合会	114	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	(1)廃棄物処理法において、役員等の欠格事由が自動的に会社の欠格事由に該当してしまう規定を見直し、欠格事由が無制限に関連会社等に波及しないようにすべきである。 (2)廃棄物処理法違反のみならず、「その他の環境関連法令に違反した場合、業ならびに施設の許可を取り消さなければならない」とされている規定について、「その他の環境法令」に違反した場合における「取り消さなければならない」事由、対象施設、業ならびに事業所の範囲を見直し、適宜、許可権限を有する地方公共団体の判断により「取り消すことができる」とするなど、欠格事由が自動的に広く波及しないようにすべきである。とりわけ、製造業における生産設備の稼働に影響しないようにすべきである。	本規定により、下記のような事態が生じる。事業所内の製造プラントにおいて、何らかの過失や事故によってその他の環境関連法令違反を引き起こしてしまった場合に、廃棄物処理施設の許可を取り消されると、事業所内の廃棄物の自己処理ができなくなる。ひいては製造業等の事業活動そのものが継続できなくなる(事業所敷地内の各製造プラントから廃棄物処理施設まで一連のプロセスとなっていることから、廃棄物処理施設が使用できなくなった場合、川上の製造プラントまで停止しなければならない)。複数の事業所を有する製造業者の場合、ある一つの事業所の製造プラントにおいて、上記のような事態が発生した場合、当該製造業者が有する全ての事業所の廃棄物処理施設の許可が取り消されるため、全事業所の廃棄物の自己処理ができなくなり、ひいては全事業活動そのものが継続できなくなる。例えば、ある役員(執行役員や支店長等含む)が、会社の業務と関連なく(個人的な用事で外出した際、交通事故を起こし禁刑以上の罰則が課せられた場合、この役員が自動的に広く波及しないように会社か欠格事由に該当することになり、自動的に全ての会社の全ての事業場の廃棄物処理法上の許可が取り消される。さらにこのようにして許可が取り消された会社の役員等の全員、5%以上の株主が欠格事由に該当することになり、これらの拡大した欠格事由者が役員等を務める全ての会社及び事業場の廃棄物処理法の許可が取り消される。その上、この連鎖はさらに連続的に拡大する。	上記規制は、悪質な廃棄物業者の許可に対して、抜本的な対応をとるために作られたものであり、零細で同族会社又は個人会社に近い廃棄物業者が、次々に会社を作って不法投棄などを繰り返すという例を念頭に置いている。しかし、近年、廃棄物処理は製造工程の一環に組み込まれていることが多く、工場企業が多く、自ら及び関連会社上の施設の許可又は業の許可を取得している。さらに、廃棄物処理施設は社会全体のインフラともいえるべき施設であり、電気、ガス、水道などと同様、企業としての生命線であるだけでなく、こうした事業活動によって他の事業者や一般消費者に対する商品の供給、返品、修理、リサイクルなどの健全なマテリアルフローが可能となっている。したがって、廃棄物処理に直接関係のない違反をもって廃棄物処理法の欠格事由が発生し、それが他の事業所のみにならず、違法行為に全く関与しない関連会社全体へ無限に欠格事由が拡大していく現在の廃棄物処理法の規定は、企業活動の安定性及び社会のインフラに対する重大な危機を生じかねない。	廃棄物処理法は、悪質業者を排除するため、廃棄物処理業ならびに廃棄物処理施設の許可について、非常に厳格な欠格要件を設けている。廃棄物処理法上の欠格事由のうち特徴的なのは、大気汚染防止法や騒音・振動規制法などの環境関連法令違反など、欠格事由が生ずる法令違反の種類が多いこと(7条5項4号ロ、ハ)、法人の許可取消後、執行役、5%以上の株主の欠格事由となり、また役員個人の欠格事由が自動的に法人の欠格事由へと広がること(7条5項4号ニ及びリ)、欠格事由の対象となるものが、役員だけでなく、政令で定める使用人にも拡大されていること(14条5項2号ニ)、不誠実な行為をすのおそれがあるという抽象的な欠格事由があること(7条5項4号ト)という点である。その他の環境関連法令・大気汚染防止法、騒音・振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁法、悪臭防止法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 同法第7条第1項及び第6項 同法第8条第1項 同法第14条第1項 同法第15条第1項	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者については、当該試験研究を行う者が営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)(2005年3月)において、本年度中に措置すべき事項として「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない」とされたことを受け、都道府県等における実態調査を実施し、現在結果を集計・検証する等の作業をしているところであり、本年度中に解釈通知を発出することとしている。		2A170023	環境省	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化	5053	5053A115	1	(社)日本経済団体連合会	115	廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化	廃棄物を使用した試験研究の扱い、とりわけ県外からの廃棄物を使用した試験研究の扱いについて、国が、廃棄物由来の供試材は有価物と同様な扱いとする旨を命令するなど、地方公共団体によって廃棄物処理法上の判断の差が生じないよう、地方公共団体に指導・徹底を図るべきである。上記の要望を受けて、規制改革・民間開放推進3か年計画(2005年3月)において、2005年度中に「産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しない」という取扱について、周知徹底を図る「旨明記されたことは評価でき、確実に措置を講ずるべきである。	試験研究等の供試材について、公共機関・団体から有価物として購入しようとしても、会計処理上の理由等により、販売しても買えないのが実情である。環境に配慮した要件等の理由により無償で提供を受けることが可能であっても、試験研究を実施する場所を所管する地方公共団体において、廃棄物であるとの理由で廃棄物処理法上の許可等の規制を求めることは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。産業廃棄物処理に関する技術的向上やリサイクル化を阻害することのないよう、不法投棄等の違法行為には厳しく罰する一方で、適正に行う試験研究やリサイクル化については規制を緩和すべきである。	廃棄物を使用した試験研究について、廃棄物処理法上の明確な規定がなく、都道府県等が過去の事例をもとに独自に判断しているため、都道府県によってその扱いが異なっているのが実情である。例えば、ある県では、条例もしくは指導要綱に基づいて、県内で発生した廃棄物が県外で発生した廃棄物かを問わずに、生活環境の保全に配慮した試験研究計画書の提出を条件として、廃棄物を供試材として、あるいは有価物(同等)とした試験研究が認められている。他方、ある別の県では、条例や指導要綱の規定も存在しないまま、過去の慣例による規制・指導が行われている。この場合、県内発生廃棄物の場合は、試験計画書を提出すれば認められるが、県外発生廃棄物を供試材とする場合には、「県外廃棄物の取扱い」に関する指導要綱の規定に基づいて、供試材といえども元は廃棄物であることを理由に、産業廃棄物法の規制が適用されると判断される。この結果、試験研究者ではなく、排出責任者が県と事前協議を行い、廃棄物処理法上の許可を取得しなければならないという、極めて煩雑な手続きが必要になる。	
廃棄物処理法第2条第4項第1号、第15条の4の2 廃棄物処理法施行規則第12条の12の2、第12条の12の4 平成9年厚生省告示第259号 平成11年厚生省告示第261号 平成13年6月1日付環境産第276号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるものうち、含水率が高(微細な泥状のもの、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。	d(一部b)		建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるものうち、含水率が高(微細な泥状のもの、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。		2A170024	国土交通省 環境省	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	5053	5053A116	1	(社)日本経済団体連合会	116	廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し	建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直す必要がある。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したりサイクルのルール作りを行い、再生利用された改良土については廃棄物処理法の適用外であることを明確にすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)(2005年3月)において、平成17年度中に、建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて、廃棄物か否かの判断に係る解釈を明確にする旨が盛り込まれたところであり、解釈の明確化にあたっては、上記の要望趣旨が実現するようにすべきである。現在は、高規格堤防の築造材に認められている。建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特別制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直す必要がある。国の公共工事に限定しないものであることを明示するとともに、再生利用認定制度の認可に係る審査時間を短縮すべきである。	建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けを可能とすべきである。高規格堤防の築造材として再生利用される掘削工事等に伴って排出される建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度の国の直轄工事のみと実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要件性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。とりわけ、国の公共工事のみならず、地方公共団体の公共工事に積極的に適用するようにすべきである。さらに、構造物の裏込めや土地の造成等について、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。	廃棄物処理法上「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされ、「掘削工事後、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断する」とされている。「建設工事後から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日)	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
バーゼル法第2条第1項、第8条、外国為替及び外国貿易法第52条、輸入貿易管理法第3条第1項、第4条第1項第3号、関係告示	特定有害廃棄物等の輸入に関しては、バーゼル条約に基づき(バーゼル法の手続き)(OECD加盟国間では、部分的に簡易手続きとなっている)を踏まなければならない	c	-	日本はバーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を負う。我が国がバーゼル条約の規制対象物の輸出手続きを任意に簡便化することはできない。なお、特に日本に輸入して高度な技術でリサイクルすることは環境保全上の意義があり、手続きに必要以上に時間がかかるものはない。迅速化に努力しているところであるが、そのためには申請者側における必要な書類の適切な準備も必要である。 また、OECD加盟国の有害廃棄物等の輸出入においては、バーゼル条約上の輸出手続きと異なる手続きがとられているが、これはバーゼル条約第1条に基づき(協定として位置づけられた)環境保全の目的を達成するために適用されるためである。これらの協定は、協定加盟国間においてバーゼル条約により義務づけられる有害廃棄物等の環境上適正な処理を確保することが可能であることから、有害廃棄物等の輸出手続きの簡便化を図っているものでもあり、地域状況の異なるアジア圏において着実に適用できるかについては環境保全の観点から慎重な検討が必要である。 また、有害廃棄物等を輸出入する際の条約等に基づき、条約上の手続きは、有害廃棄物等が環境上適正に処理及び処分されることを確保するためであり、日本企業が製造・輸出した部品等を利用した製造にもなる有害廃棄物等の輸出入にあってもその必要性は変わらない。そのためその他の国の企業が製造した製品由来の有害廃棄物等と同様の手続きを行い、適正な運搬及び処分を確保する必要がある。		2A170025	環境省、経済産業省	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸出手続の緩和【新規】	5053	5053A117	1	(社)日本経済団体連合会	117	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸出手続の緩和【新規】	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実なものについては、バーゼル法の適用から除外する等、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにすべきである。		上記のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となってしまうが、わが国は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、これらの有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。一方、アジア圏では、OECD加盟国が日本と韓国だけであるため、こうした取り組みが進んでいないが、本年4月に日本で開催された3Rイニシアティブ関係会議において、アジア圏における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。この一環として、わが国にできることは、他国への再資源化技術の供与等が考えられるものの、海外への技術移転については、現地の規制や経済状態等の条件を克服する必要がある。そこで、比較的実現性の高い施策として、輸入に関する規制を緩和することで、アジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与できる。	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術をもってすれば、有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする場合、いわゆる「バーゼル法」の適用を受けるために、行政手続等に例えば2ヶ月以上かかるなど、多大な時間を要してしまう。生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済み触媒、めっき液等
なし	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されていない。	e	-	廃棄物処理法においては、都道府県境を超える廃棄物の移動は制限されており、都道府県境を越える廃棄物の移動は制限されており、都道府県境を越える廃棄物の移動は制限されていない。		2A170026	環境省	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	5053	5053A118	1	(社)日本経済団体連合会	118	「廃棄物処理法」等に係る事前協議制の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。		事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要があり、排出事業者の環境意識への高まりやCSRの観点から、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。
騒音規制法第6条、騒音規制法施行令第1条別表第一、振動規制法第6条、振動規制法施行令第1条別表第一	騒音規制法・振動規制法(以下「法」という。)は工場騒音・工場振動の規制を工場単位で行うこととしており、規制対象となる工場等であるか否かを著しい騒音・振動を発生する施設を設置しているかどうかで判断している。工場等に設置する施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」として政令で定めている。すなわち、法においては「特定施設」とは規制の対象となる工場等の判断の基準になるもので特定施設から発生する騒音・振動のみを規制対象とするものではない。	b	-	政令で定める特定施設は、今後の実態調査、機械の開発、改良等に応じて逐次改訂していく方針であり、最近では平成11年7月に金属加工機械として切断機を追加したところ(騒音規制法)。本年度、環境省はスクリー式圧縮機等について実態調査等を実施しデータを収集する。また地方公共団体に依頼して過去に苦情が発生した場所等において測定等を実施し、未規制施設のデータを収集してきているところであるが、本年度は、スクリー式圧縮機に関するデータ収集を依頼する。		2A170027	環境省	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	5053	5053A120	1	(社)日本経済団体連合会	120	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(2005年3月)において、「平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設定して検討を行う。旨、盛り込まれたことは評価でき、上記の要望が実現するよう確実に措置すべきである。		騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。 従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機全般が指定されている。同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。その「特定施設」として、圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
公害健康被害の補償等に関する法律第55条、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第6条	汚染負荷量賦課金は昭和57～61年のSOx排出量に応じた過去分賦課金額と前年のSOx排出量に応じた現在分賦課金額を合計して算出されるものであり、納付義務者であるばい煙発生施設設置者は各年度ごとに汚染負荷量賦課金を申告納付することとなっている。申告書には現在分賦課金額の算定根拠となるSOxの年間排出量を証する書類を添付しなければならない場合がある。ばい煙発生施設の撤去等により事業場が稼働していない場合は、当該書類を添付する必要はない。一方、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設した等の理由により現在分賦課金額が円となる場合には、前年のSOx排出量を証する書類を添付することとなる。なお、電子申告を導入することによって、申告書及び添付書類の記入の簡易化や申告手続きの容易化を図るなどして、提出書類の簡易化に取り組んでいるところである。	c	-	現在分賦課金額が円となる要因は複数(燃料転換・脱硫効率の上昇等)あることから、使用燃料の種類や使用量を示した資料は申告額を担保するうえで必要なものである。また、(独)環境再生保全機構提出において、提出のあった申告書を審査するうえで、当該資料は必要不可欠なものである。したがって、ばい煙発生施設が稼働している場合には当該書類を添付する必要がある。	ばい煙発生施設が稼働していても使用している燃料の種類によってはSOxが排出されないことがあるが、この場合の添付書類の記載については、本来月ごとに燃料使用量等を記入したうえでSOx排出量を算出すべきものを、燃料の種類および年間使用量(合計)の記入のみに簡略化しても差し支えないこととしている。また、すでに施行規程第6条5号に規定する燃原料の密度を明らかにする書類の添付を省略している。	2A170028	環境省	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化[新規]	5053	5053A121	1	(社)日本経済団体連合会	121	SOxを排出しない施設に関する公健法の申告手続に係る添付書類の簡素化[新規]	公健法の上記賦課金納付手続において、基準年度当時にSOx排出施設として対象になっていた施設で、現在はSOxを排出しない施設については、SOxを排出しない旨届出することによって、翌年度以降はSOx年間排出量を証する書類の添付を不要とするべきである。	汚染負荷量賦課金は、基準年度を境に過去分と現在分があり、SOx排出量をもとに算出している。基準年度以前の排出量は固定していることから、現在SOxを排出していない施設についても、毎年度その旨の証明書類を提出する必要はない。従って、提出書類の簡素化を図るべきである。 ちなみに、本要望は、納付時の提出書類の簡素化であり、当該施設が基準年度時点で対象として指定されていることに影響するものではない。	公害健康被害者の補償等に関する法律(以下「公健法」)により、基準日である1987年4月1日において、一定基準以上のSOxを排出するばい煙発生施設を設置していた事業者は、毎年度汚染負荷量賦課金を納付している。賦課金の納付にあたって、同法所定の申告書にSOx年間排出量を証する書類を添付しなければならない。その際、基準年度時に対象となっていた施設は、基準年度以降に、SOxを排出しない施設に改造したり、SOxを排出しない施設を増設するなどして、現在ではSOxを排出しない場合であっても、上記添付書類を作成しなければならない。	
水質汚濁防止法第9条、大気汚濁防止法第10条、第18条の9、第18条の13	水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法の規定により、都道府県知事又は政令市長は、水質汚濁防止法に基づく特定施設並びに大気汚濁防止法に基づくばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設(以下、「特定施設」という。)に係る設置や構造の変更等をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができず、ただし、都道府県知事が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	d	-	大気汚濁防止法及び水質汚濁防止法の目的は、事業者が事業終了後に工業廃棄物、二酸化炭素等の汚染物質を排出するに当たって、当該汚染物質の排出を抑制し、都道府県知事や市長が、水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法に基づき、水質汚濁防止法及び大気汚濁防止法に基づく特定施設並びにばい煙発生施設及び特定粉じん発生施設(以下、「特定施設」という。)に係る設置や構造の変更等をする場合、都道府県知事又は政令市長に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができず、ただし、都道府県知事が届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。	水質汚濁防止法・大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	2A170029	環境省	水質汚濁防止法・大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	5053	5053A122	1	(社)日本経済団体連合会	122	水質汚濁防止法・大気汚濁防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく特定施設等ならびに大気汚濁防止法に基づくばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限り実施制限期間を延長できるようにすべきである。	工場の閉鎖日前まで施設内容が確定できない場合が多いため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの遅れは非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合せて、自治体の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限り実施制限期間を延長できるようにすべきである。	水質汚濁防止法に基づく特定施設ならびに大気汚濁防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。	
環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	c	-	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	2A170030	全庁庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約の適用除外の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c	-	ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		ZA170031	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外[新規]	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外[新規]	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であっても、1株あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国人投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。	外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国人投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国人投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第3条第4条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条 新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令 第1条	化審法においては、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生態・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を試験研究用以外に、製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を事前に届け出ることとされている。	e	-	化学物質が他の製品の製造のために使用されたりせず、当該新規化学物質を製造する者又は当該新規化学物質を譲受する者の試験、実験、研究、開発、検査等のために当該新規化学物質を製造する限りにおいては、法第3条第1項第2号の「試験研究のために新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき」に該当するために、事前の届出等は必要ではない。		ZA170032	厚生労働省 環境省 経済産業省	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和[新規]	5053	5053A239	1	(社)日本経済団体連合会	239	化審法における新規化学物質の安全性試験に関する規制緩和[新規]	少量新規申請による製造可能量を1t/年以下から、10t/年以下まで引き上げるべきである。 また、安全性試験の項目数を削減し、試験条件(反復投与試験の日数や分解度試験の期間の短縮など)を見直すべきである。具体的には、2~3ヶ月程度で安全性試験が完了し、化審法の申請が可能にすべきである。	一般的に電子材料用途の新製品上市にあたっては量産での実証試験が必要であり、実証テストには1t/年以上の新規化学物質数量が必要であり、上市されることになった場合は、新規化学物質が10t/年以上使用されることになる。しかし、少量新規申請による製造可能量が1t/年以下では、実用検証に必要な数量に足りない。また、新規化学物質の安全性試験には部分的な試験でも最短で約1年が必要な現在の規制では、研究で新規化学物質の機能が確認された後、実証試験着手までに年単位の期間が必要になるため、新規化学物質は上市のタイミングを失ってしまう。	新規化学物質の製造には、下記の安全性試験が必要とされている。 少量新規申請: 1t/年以下の製造が可能。 部分安全性試験を実施し、難分解・低蓄積性と判定されたもの: 10t/年以下の製造が可能である。(テスト費用: 約600万円、テスト期間: 約1年) 安全性試験の完了後、白公示物質と判定されたものは製造可能である。 一方、1種監視物質、2種監視物質、3種監視物質と判定されたものは製造可能であるが、数量公表が必要とされている。	
平成13年6月1日付け環境省第276号環境省大臣官房産業部産廃物処理課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるものうち、含水率が高(微細な泥状のもの、無機性汚泥として取り扱われており、土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとしている。	c	-	地山掘削においては、掘削工事本体と発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを一体となったシステムとしてとらえることが可能であるため、当該工程からの排出を廃棄物の排出時点としてとらえるものである。		ZA170033	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	5058	5058A001	1	任意団体	1	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の緩和	地山掘削では元の土砂と水に分離する工程までを掘削工事ととらえ、その時点で土砂か汚泥かの判断を行っている。 この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいとサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m ² 以上確保されているにも関わらず、土砂か汚泥かの判断は掘削工事に伴って排出される時点で行なっている為、汚泥となっている。 掘削土の性状は土砂としての基準を満たしており、現場内で、発生する掘削残土より細粒分が少なく性状的に優れている場合が多い。	近年、行政指導により建設、土木工事に於いて再利用等、環境工法が推奨されている。掘削工事においても再利用工法が採用されてきているが、設備導入費用より産廃処理費の方が安く、設備が導入できない場合がある。 指針の緩和により、分級処理土を土砂で処理できると、産廃処理費が低減され環境工法の導入機会が増加する。現在、建設汚泥はSMW工法だけで年間約35万m ³ 、同様工法も含めると70万m ³ になると考えられる。 基準を満たした分級処理土を土砂として取り扱い、処理液をリサイクルすることで、客先にもコストダウンメリットがあり、また、場外に持ち出す産業廃棄物をゼロにすることが可能となり最終処分場等、環境問題の改善に大きく寄与する。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
平成13年6月1日付け環境省第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」	土砂か汚泥かの判断基準は、建設廃棄物処理指針(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」)において規定されている。	d	-	土砂か汚泥かの判断基準は、建設廃棄物処理指針(平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」)において規定されている。コーン指数・動圧強度・粒子の大きさ・流動性等様々な観点から示しており、必要な数値を明確化しているところである。		2A170034	環境省	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	5058	5058A002	1	任意団体	2	建設廃棄物処理指針(平成11年厚生省通知衛産第20号別添)の表現の明確化	処理指針で、基準数値が示されているが「おおむね」という表現であり明確にしてほしい。	我々の協会で展開しているリサイクル工法においては土砂の基準値を「粗粒分は75μ以下の粒子を95%除去、コーン指数は200kN/m2以上」としている。	処理指針では規制数値が示されているが、おおむねと表現されており、規制範囲があいまいである。 最近、環境問題への対応に伴ない発生汚泥を分級処理後、リサイクルする工法(ハイドゲン工法等)が開発されている。 この工法で排出される分級処理土は、振動ふるいサイクロンで、粗粒分は75μ以下の粒子を95%程度除去しており、コーン指数は200kN/m2以上確保されているが、指針が明確な表現になっていないため、土砂か、汚泥かの判断ができない。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項及び第12項 同法第9条の8第1項	一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うとする者は、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、当該許可を受けた者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超えて料金を受けてはならない。 生ごみは、廃棄物処理法施行規則第6条の2に規定する「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」ではない。	c	-	条例案の手数料にかかる規制については、市町村が行う一般廃棄物処理事業に、手数料を条例で定められた場合、一般廃棄物の処理料金を市町村が行う場合と一般廃棄物処理業者が行う場合に市町村に異ならないようにしたものである。したがって、条例に規定する手数料がどのような廃棄物のどのような処理を対象としているのかによって規制の有無が異なることとなる。類型については市町村ごと(ご)検討されたい。 一般廃棄物は市町村の継続的な責任の下で処理されることとなり、その処理の方法については市町村が総合的に判断することとなる。したがって、市町村が必要と認める場合には、一般廃棄物処理の許可等は行われるものと考えられ、ご要望については市町村より相談されたい。また、再生利用されることが確実であると市町村長が認め、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に係る市町村長の認定の制度があり、市町村に相談の上、このような制度の活用も検討されたい。 再生利用認定制度は、廃棄物の再生を行うに当たって、生活環境の保全と支障が生じないこと等の一定の要件に該当する再生利用に用いて認められている廃棄物処理法上の特例である。そのため、生ごみ等の腐敗性を有する廃棄物については、当該廃棄物の性状の定化により腐敗等による生活環境保全上の支障が生ずる可能性があることから、当該制度にはなじまず、このような廃棄物については、市町村による監視、指導の下で適正な再生利用が確保されるべきものと考えられている。		2A170035	環境省	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	5064	5064A001	1	(財)新エネルギー財団 新エネルギー産業会議 バイオマス委員会 (委員長 横山 伸也 東京大学大学院教授)	1	バイオマスである「生ごみ」の利活用に関わる規制緩和	現状、一般廃棄物の処分業の許可を得た者は事業にあたって当該自治体の処分手数料を超える料金を受けることができないが、バイオマスを活用する場合にはこの適用を免除して頂きたい。 現状、新規に一般廃棄物の処分業の許可を取得しようとした場合、実質的には許可を取得しにくい面があるが、バイオマスを活用する場合には許可が容易に得られるようにして頂きたい。 ()の規制緩和が困難な場合)一般廃棄物の再生利用に係る特例の認定対象として、バイオマスを活用する場合は追加して頂きたい	左記 及び が実現した場合、「生ごみ」を原料としてメタン発酵を行い、生成したメタンにより発電を行う事業の事業化が可能になり、バイオマスの利用に資することができることと共に発電量に相当する化石燃料の使用量低減を通じてCO2の削減に寄与することができる。また、及び の実現が困難な場合でも、左記 の再生利用の枠組みを通じて上記の事業化が可能になり、上記の効果が実現できる。	添付資料「生ごみのメタン発酵の事業化を断念した事例」あり	
		c	-	長期継続契約の出来る具体的な範囲については、会計法、予算決算及び会計令において規定されており、当省において回答できる立場にない。		2A170036	全庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条件を削除すること。	現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。		

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしている。	c	-	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除を実施し、更にその譲渡対象者の範囲の拡大の措置を検討していくこととしているが、各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべきと考え、		2A170037	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求め、	
	外国出張時に、止むを得ず現地での精算を必要とする場合に限りクレジットカードを使用させている。	c	-	支払行為において職員個人が精算を行うことは非常に限られている。国の会計制度に変更がない限りはクレジットカードの普及は不可と考える。		2A170038	環境省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A004	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	4	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前回提案に対し御省より「要望の内容を確認したところ、民間企業で使用されている「コーポレートカード」とのことであり、当方においては既に外国出張時に限って旅行者に同カードを使用させていることから制度上は可能と考える。ただし、旅費の支払いをクレジットカード会社と旅行者とに分けて支払う必要がある。事務が複雑になり簡素化に資するものとは考えられないことから本要望を促進するかどうか、なお検討を要する。」との回答をいただいた。既に多くの他省庁でクレジットカード支払は導入されており事務煩雑化などの問題はないものとする。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項同法第7条第1項及び第6項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項)。	c	-	平成十一年三月十日最高裁第二小法廷決定において「不要物」とは自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとつて不要となった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。」とされ、廃棄物処理法の運用に当たってはこのような基準に従って廃棄物か否かを判断しているところであるが、このような廃棄物についてはそれ自身が原因で環境保全上の支障を生ずる可能性を常に持つ性質がある。したがって、こうしたものについては、たとえ処理後は有償物になる物であったとしても、当該物の収集運搬などの際に生活環境保全上の支障があることから、廃棄物として一定の規制をかける必要がある。また、生ごみについては、腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるため、生活環境の保全に留意しつつ市町村の監督・指導下で適切に処理される必要がある。そして、御提案のように不要となった物の排出者が当該物を有償で譲り受け者へ引き渡す場合の収集運搬においては、排出者が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、廃棄物の収集運搬に該当する。		2A170039	環境省	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	5108	5108A001	1	有限会社 アグリクリエイト	1	乾燥処理済み生ごみを再利用する場合の輸送の規制緩和	現在、生ごみの減量または、リサイクルを目的として生ごみ処理機が普及しています。しかし、環境省の見解では、生ごみ処理機で処理した処理物(以下、この処理物と言う。)は、その内容(処理状態)と、その後の廃棄または、再利用等の用途にかかわらず、すべて廃棄物としています。この場合、廃棄物及び清掃に関する法律(以下、この法律と言う。)に従って適正に処理しなければなりません。しかし、生ごみ処理機の購入者の多くは、処理物の肥料化再利用を望んでいます。また、肥料製造業者は、都道府県の肥料検査所から登録を受けることになっています。登録を受けている肥料製造業者が、受け入れ処理物をすべて再利用することを条件に、この処理物について、この法律の規制を緩和し、輸送及び処理できれば生ごみのリサイクルは急速に進みます。今回の要望として、処理物の輸送費の一部を排出者に負担してもらった場合であっても、購入した処理物のすべてを使用し、価値のある商品を生産する場合は、法令の規制を受けず、有償物として取引できるよう規制緩和をお願いします。	現在、世の中に普及している業務用生ごみ処理機は、20～50K/日処理の小型のものが殆どです。その主流は乾燥機タイプの処理機で、異物の分別及び、適切な乾燥がされていると肥料原料に適しています。この処理物を原料に特殊肥料を製造し、農家やガーデニング愛好家に販売すれば、十分な事業採算性が望めます。さらに、この肥料を購入した農家の農産物を、野菜のグリーン購入として、処理物の排出者に購入してもらえば、新たな農産物の流通システムが生まれます。	現在、有限会社アグリクリエイトでは肥料製造業者として、この乾燥有機物を有償で購入し、かつ運送費も負担して、事業を進めています。しかし、近年農産物の価格が下がり、農家も高価な肥料は購入できない状況です。乾燥有機物の販売価格を下げ、生ごみリサイクルを続けるために今回の事業の取材記事、乾燥有機物排出事業者リスト、肥料製造業者の登録書を添付します。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律 第7条	スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律に基づき、指定地域内の舗装道路の積雪又は凍結の状態にない部分において、スパイクタイヤの使用を禁止している。	c	-	なにゆえ、つるつる氷と化した雪面をグリップできるニュースパイクタイヤがアスファルト面を掘削しないで済むものなのか不明である。また、つるつる路面と事故との因果関係も不明であり、つるつる面を生じさせないために多数の一般人がわざわざスパイクのついたタイヤを装着することが合理的であるかは不明である。		2A170040	環境省	スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の改正	5116	5116A001	1	尾身昭良	1	スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の改正	スパイクタイヤは必要である。冬季間舗装路面に新雪が降っても積雪が20センチ25センチまでの高さならスタッドレスタイヤの走行は容易であると考えられるが、車の走行台数が増えて時間が経つにつれ該路面は次第にスタッドレスタイヤのトレッドによって踏み固められて圧雪化するのが通常の状態であり、圧雪の状態でもタイヤのトレッドのサイブ(刻み)で特有のグリップ、アンド、ブローの作用ができるうちは、ある程度スムーズに走行できるが、車の荷重による圧力によって加圧されると、スタッドレスタイヤのトレッドのサイブによるグリップ、アンド、ブローが効きにくくなる。こうなると該タイヤははじめは少しいが空転(スリップ)しながら走行する。こうなればもうつるつる路面製造の序曲で車の走行台数が増える程つるつる路面が促進拡大されて、本来のつるつる路面になると考えられる。勿論これに外気温及び湿度という条件が加味されるのはいうまでもない。従って前述の如くスタッドレスタイヤ自体が造るつるつる路面を無くすには、このつるつるが始まる前の段階でこのメカニズムを壊す作用がどうしても必要で、その方法のひとつとしてスパイクスピンの効果的と考えられるが、これが従来のスパイクタイヤのスパイクスピンの構造(単一形態の硬直性ロッド)であってならない。必要なのは舗装路面を損傷しないスパイクタイヤのスパイクスピンの構造である。(改正すべき法律案の内容は別紙の通り)	粉じんを出さないスパイクタイヤはできる。従来のスパイクタイヤが粉じんを発生したのは、該タイヤに装着(固定)されたスパイクピンが原因なのは衆知の如くであるが、その構造(単一形態の硬直性ロッド)を変えずに、材質が金属でも舗装路面を損傷しないことは物理的にいっても明確であることは数多くの実験及びテストによって確定している。本法律は、従来のスパイクタイヤが舗装路面を損傷(粉じん発生)したのは、金属製のスパイクピンであったことから、全ての金属類その他これに類する物を固定したタイヤの使用(舗装道路)を禁止したのは正しくない。本来は粉じんの発生原因を追究し、そのメカニズムを解明した上で規制すべきところを単なる目視のみによって、金属が原因と断定したものと推測されるが、この誤りを速やかに是正するには、本考案のニュースパイク(ブレーキピン)を使用(タイヤに固定)したスパイクタイヤを直ちに認めるべきである。スタッドレスタイヤにニュースパイク(ブレーキピン)をトレッドに固定すれば、粉じんの発生しないスパイクタイヤになることは容易である。国がタイヤメーカーに行政指導をすれば解決されるものと考え。またタイヤメーカーにしても、スタッドレスタイヤのサイブを減らし、その部分にブレーキピンを固定するブロックを設けることで解決されよう。何れにしても、国は一日も早くつるつる路面を解決するよう善処されることを切に望むものである。	本法律が発令された最大の理由は、スパイクタイヤによる粉じんを発生させないためだが、その結果は交通事故等の増大を余儀なくしている。しかも、本法律の規制内容が、科学的、物理的根拠に欠けているばかりでなく、これを改善するための提案や研究開発等をも著しく阻害する根本的な要因となっている。故に、これを改善するには本法律の部分的な手直しでは不可能であり、ほぼ全面的に改正する必要があると判断したものである。	(要望理由より続き) 本法律が改正されない限り、スタッドレスタイヤではつるつる路面を解消することは不可能に近い。何故ならつるつる路面を製造しているのは当のスタッドレス自体であるからである。若しも、この説に疑問を持つ人がいるなら説明しよう。このスタッドレスタイヤの以前は問題のスパイクタイヤである。それより以前は金属製のタイヤチェーンである。さらに、以前はスノータイヤであることは、50歳以上の年配者なら承知のことと思う。何故スノータイヤからタイヤチェーンにしたかという。路面がつるつるになり危険で車が走れないため、金属製のタイヤチェーンが公道には必要であったがこれが走行中は騒音がひどく、しかも切れ傷(かつ表層層に手間がかかる)で敬遠されがちで、間もなくスパイクタイヤが登場すると、騒音が改善を希望とされていた。だが粉じんの発生で、本法律第55号の発令より(平成2年6月27日)以来金属製スパイクピン装着のスパイクタイヤの使用が現在も禁止されている状況にある。このように、スノータイヤはつるつる路面で車の走行は困難であったからスパイクタイヤに変わった。過去の経緯を考えれば、スタッドレスでもゴムだけのトレッドはつるつる路面になるのは当然の帰結である。